

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和元年度伝統芸能を活用した大阪の魅力開発促進のためのモデルプログラム企画運営業務委託	催事	(株)ジェイコムウエスト	6,651,700円	令和1年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市立住之江スポーツセンター昇降機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ(株)	21,450,000円	令和1年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	大阪市長居球技場昇降機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株)関西支社	17,600,000円	令和1年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大阪市立西屋内プールろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	ローレル(株)大阪本社	4,048,000円	令和1年10月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	大阪市中心公会堂吸収式冷温水機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	川重冷熱工業(株)西日本支社	12,100,000円	令和1年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	旭複合施設自動火災報知設備整備業務委託	消防設備保守点検	ニッタン(株)関西支社	7,078,500円	令和1年11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	令和元年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会	6,299,700円	令和1年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	今里小売市場民営活性化事業施設天井板貼替業務委託	その他	(株)アディックス	9,680,000円	令和1年11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G17	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
9	令和元年度演劇鑑賞会企画運営業務委託	催事	(一財)日本京劇振興協会	2,970,220円	令和1年11月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
10	大阪市立長居プール温水ヒーター設備整備業務委託	ボイラー清掃	(株)ヒラカワ	5,775,000円	令和1年11月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
11	令和元年度マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施準備事業業務委託	その他	JTB・キャリアリンク 共同事業体	73,301,558円	令和1年12月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
12	大阪市こども本の森中之島開館準備期間における維持管理業務委託	その他	TRC&長谷工 meet BACH	2,034,802円	令和1年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
13	令和元年度 史跡難波宮跡用地買上事業にかかる土地境界確定業務委託(概算契約)	土地家屋調査	(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,790,495円	令和1年12月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
14	観光誘客促進に向けたモデル事例創出可能性調査業務委託	各種施策研究・調査	(有)CR-ASSIST	4,997,300円	令和1年12月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度伝統芸能を活用した大阪の魅力開発促進のためのモデルプログラム企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、“大阪ならではの”の上方伝統芸能の実験的モデルプログラムを実施、その結果などを検証しながら、将来の上方伝統芸能の観光コンテンツの開発につなげることを目的とし、伝統芸能の種類や組み合わせなどの様々な工夫をしながら、より実現性やニーズが高いと考えられるものを実験的なモデルプログラムとして企画し、実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイコムウエストの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において株式会社ジェイコムウエストを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5177）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立住之江スポーツセンター昇降機設備整備業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立住之江スポーツセンターに設置されている昇降機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、設置後30年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年9月に建築基準法施行令の一部改正に伴い、設置が義務化された安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の基準に適応させるため、劣化部品とともに整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市長居球技場昇降機設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市長居球技場（以下、「球技場」という。）に設置されている昇降機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、設置後 39 年経過し経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年9月に建築基準法施行令の一部改正に伴い、設置が義務化された安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の基準に適応させるため、劣化部品と共に整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立西屋内プールろ過設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

ローレル株式会社 大阪本社

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市立西屋内プール（以下、「施設」という。）に設置された25mプール用幼児プール用、ジャグジープール用、中水用に設置されたろ過設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール槽からプール水をポンプで引き出した後、除毛器で大きなゴミを取り除き、ろ過機に通すことでろ過された澄んだ水となり、さらに滅菌器から注入される塩素によって滅菌されて再びプール槽へ戻す仕組みであり、これを循環させることでプール水の水質を適性に維持する目的で設置したものである。しかし、設置後15年が経過し、経年劣化により、本設備を構成するろ材の材質劣化及び各所部品に動作不良が生じる恐れがある。当該施設は有料施設で、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用している施設であり、万が一設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、プール水の水質を適正に維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品等の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、設備を構成するろ材及び部品の一部について整備するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

經濟戰略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中心公会堂吸収式冷温水機設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

## 3 随意契約理由

本業務は大阪市中心公会堂（以下、「公会堂」という。）に設置された館内空調の熱源設備である吸収式冷温水機設備（以下、「設備」という。）の劣化部品の整備業務を行うものである。

本設備は、公会堂内を適正な室温に維持するための空調機用熱源を作り出す設備であるが、設置後 17 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じていることから能力低下を起し、設備として十分な能力が発揮されていない状態である。このままでは、適正な室温維持ができず、公会堂利用者に多大な迷惑をかけ、公会堂の運営に支障をきたすため、設備を構成する劣化部品の取替及び機器の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本設備の整備作業を行うには製造事業者のみが有する本設備の構成及び特性・機能に関する独自の高度な専門知識及び技術が必要である。また、機器の制御方法は他社とは異なりその内容については社外秘となっているため、機器の内部構造やシステムを熟知した専門的な知識や技術が必要不可欠であることから、本業務の履行にあたっては、上記製造事業者のみが設備の機能維持確保を図ることができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

旭複合施設自動火災報知設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

ニッタン株式会社 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務は、旭区民センター、旭図書館及び芸術創造館からなる旭複合施設（以下「施設」という。）に設置された自動火災報知設備（以下「設備」という。）の劣化した機器の取替及び周辺機器の整備を行うものである。

本設備は、火災受信機、防災表示盤、非常電話盤等からなる複合設備で、施設内の中央監視室に設置された火災受信機より、旭区民センター、旭図書館及び芸術創造館に設置されている副受信機に、火災警報を表示するなどの役割を果たす機器であり、施設利用者を敏速、安全に避難誘導が行えるように動作のプログラムを組み込んだ設備である。

しかしながら、設置後 21 年が経過し、経年劣化による設備を構成する機器に動作不良が生じた場合に、保守用部品の入手が困難となっており、万が一設備に不具合が発生した場合、設備の整備ができず施設利用者の安心・安全を確保できなくなり、施設利用者に多大な迷惑をかけ、施設の運営に支障をきたすため、機器の取替及び周辺機器の整備を行う必要がある。

本設備は、機器の構成や制御方法について、独自の設計に基づき製造されていることから、整備に際しては製造事業者独自の技術を要するため、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

## 3 随意契約理由

本業務は、心豊かでいきいきとした活力に満ちた、都市としての魅力あふれる「芸術文化都市」の創造を目指し、市民、特に青少年が芸術に親しむ環境づくりを行い、芸術文化が生活の一部となること、また、自ら芸術家を目指す者を育てるために、子どもの頃から「身近で気軽に芸術文化にふれること」や「第一級の芸術にふれること」で、より豊かな感性を育み、生涯にわたって芸術文化に親しむきっかけとすることを目的として、市立中学生（吹奏楽部等に所属する生徒）を対象に、プロのオーケストラ奏者に直接指導を受けながら、吹奏楽の演奏技術の向上を図り、本格的な音楽ホールにおいてフルオーケストラと中学生の共演コンサートを実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において公益社団法人大阪フィルハーモニー協会を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5176）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

今里小売市場民営活性化事業施設天井板貼替業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社アディックス

## 3 随意契約理由

本案件は、今里小売市場民営活性化事業施設の1階店舗内について、天井板貼替作業等を行うものである。

当該天井板については、昨年度の台風第21号の影響により、当該施設のトタン屋根の一部が剥離した際に、1階店舗内に漏水し水浸しになったものである。その後、屋根の修繕を行い漏水はなくなったが、当該天井板は自然乾燥を待ったものの、日に日に腐食が進行した。

賃借人より、当該天井板について、腐食による落下の予兆が見えてきたこと、また、食料品等を扱う店舗としては、衛生面からも問題があり、かつ店舗利用者からも再三指摘を受けているので貼替をしてほしいとの申し出があった。

早急に当該天井板の貼替を行わなければ、賃借人の営業に支障をきたし、本市がこの状況を放置したことで営業が出来なくなると営業補償が生じるだけでなく、地域住民が当該店舗で食料品等の買物が出来なくなり、地域住民の生活にも大きな影響を及ぼす恐れがある。万が一店舗の利用者である地域住民に食中毒や天井板落下による傷害など、市民の生命、身体に大きな影響や損害を与えることになれば、本市が訴訟リスクを抱えることとなり、本市に多大な損害を及ぼすことから、早急に当該天井板の貼替を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、平成31年度経済戦略局緊急修繕・工事請負登録業者であり、かつ緊急に対応が可能である株式会社アディックスと随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

經濟戰略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3791）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度演劇鑑賞会企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人日本京劇振興協会

## 3 随意契約理由

本業務は、第2次大阪市文化振興計画の重点取組みである芸術文化を支える人材の育成を図るため青少年をはじめとした市民が芸術文化に親しむきっかけづくりとして、初心者に鑑賞しやすい質の高い演劇鑑賞会を実施することによって、感性を育み、演劇に興味をもつ機会を提供し、鑑賞者の裾野を広げることを目的とした業務である。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員2名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、一般財団法人日本京劇振興協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において一般財団法人日本京劇振興協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立長居プール温水ヒーター設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市立長居プールに設置されている温水ヒーター設備（以下、「本設備」という。）について、劣化部品の取替及び周辺機器の整備業務を委託するものである。

本設備は、更衣室内シャワー及び屋内プール用の水を昇温する目的で設置されたものであるが、設置後 24 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に不具合が生じており設備として十分な能力が発揮されず、水の昇温を適正に維持管理することが困難な状態になっている。

本施設は、有料施設となっており、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用していることから、本設備の部品に動作不良が生じている状態では、施設利用者が施設を利用できなくなり、施設の運営に支障をきたすため、劣化部品の取替及び周辺機器の整備を行い正常な状態に復旧する必要がある。

本案件は、設備を構成する一部について整備するものであり、設備の構造、部品の形状や規格並びに運転制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施準備事業業務委託

## 2 契約の相手方

JTB・キャリアリンク共同事業体

## 3 随意契約理由

本業務は、令和元年10月の消費税率引上げによる反動減対策及びマイナンバーカード普及促進を目的に、令和2年度に国が実施を予定している「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の円滑な実施に向けて、本市として必要な準備事業を実施するものである。

本業務については、その事業目的の実現に向けて、効果的かつ効率的な事業の広報や円滑なマイキーID設定支援において、専門的な知識や豊富な経験を必要とするものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、JTB・キャリアリンク共同事業体が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6469-3888）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市こども本の森中之島開館準備期間における維持管理業務委託

## 2 契約の相手方

T R C & 長谷工 meet BACH

## 3 随意契約理由

こども本の森 中之島（以下「本の森」という。）は、大阪出身の建築家である安藤忠雄氏からの「本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな創造力を育む施設として活用するため、中之島公園内にこども本の森 中之島を整備し、大阪市に寄附するとともに、運営費用については、広く賛同者を募り大阪市への寄附を呼びかけていきたい」という提案を受け、「子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設」として開館するものである。

本の森は、安藤氏が設計・建設した上で、令和元年12月16日に大阪市に寄付され、その後開館準備期間を経て、令和2年3月に開館し、指定管理者による運営を行う予定である。

指定管理者の提案内容を開館後の管理運営に円滑かつ効果的に反映するために、開館準備業務と施設の管理運営業務を一体の業務として、平成31年1月に両業務の事業者を募集し、選定委員会での議論を経て決定した上記事業者と、令和元年7月17日付で開館準備業務委託契約を締結したところである。

開館準備業務の業務内容は、上記の事業者公募の段階で公表しているが、施設に所蔵する本の購入、壁面書架への本の配架、書架のサイン調達・設置等であり、建物完成後から開館までの建物管理にかかる業務（以下「本業務」という。）については、建物の寄付を受ける日程が明確ではなかったことから含めてはいなかった。

今般、開館準備業務が本格化し、建物の寄附を受ける日程も明確になったことから、建物完成後の開館準備を円滑に行うとともに良好な状態で開館を迎えるために、建物内の清掃や不法侵入に備えた機械警備などを行うものである。

本業務を行うにあたって必須となる建物の機械警備については、指定管理者が必要な設備を整え実施する予定であるため、同事業者が実施しなければ極めて非効率となる。

また、本業務は、開館準備業務と密接に関係するものであり、当該業務の進捗状況を把握しつつ、適切な時期、スケジュール、手法等を見極めながら実施する必要があるこ



とから、同一事業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、開館準備業務の受注者及び指定管理者である上記事業者と随意契約を締結した。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課 こども本の森整備担当（電話番号 06-6469-3890）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度 史跡難波宮跡用地買上事業にかかる土地境界確定業務委託（概算契約）

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 3 随意契約理由

難波宮跡用地買上事業用地（中央区法円坂）は、用地買収に向け隣接する土地との境界確定や分筆登記に必要な書類等の作成を早期に行う必要があるが、境界確定業務は公簿等の調査、測量、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものである。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公署等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な実施に寄与する目的で、土地家屋調査士法第 63 条に基づき設立され、法務局が監督する、不動産の表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識を有する大阪府下唯一の公益社団法人である。

また、大阪高等裁判所は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会への随意契約を扱った判例（平成 15(行コ)34 等 損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件）において、公共嘱託土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第 17 条の 6 に基づき設立された社団法人であり、公共事業に伴う用地買収等の際に大量の業務が一時期に集中することがあることから、多数の土地家屋調査士が官公署等から上記業務を組織的に受託して処理することができるようにするために、上記協会の設立を認めることにしたものであり、このような趣旨に照らすと、大量の業務が一時期に集中する場合に、これを迅速に処理するため、地方公共団体が随意契約により委託契約を締結することは、その趣旨に沿うものであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することが多く、これに該当する場合は個々の契約案件ごとの種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるものであると判断している。

以上の理由から、適正かつ迅速に業務を実施するため、上記事業者と特名随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

観光誘客促進に向けたモデル事例創出可能性調査業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社CR-ASSIST

## 3 随意契約理由

本業務は、地域の魅力資源の発掘等を通じて、近年増加するインバウンド客を市域の隅々まで誘客するための仕組みづくりを行い、商店街団体等への観光消費の取り込みを図ることで、地域商業集積の活性化に寄与することを目的としている。

その実施にあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、有限会社CR-ASSISTの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において有限会社CR-ASSISTを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3781）